

4 騒音に係る環境基準

(1) 一般環境地域 (平成 24 年 3 月 30 日静岡市告示第 193 号)

地域の類型		区域の区分		基準値	
	説明	種別	該当区域	昼間	夜間
A	騒音規制法に基づく第 1 種区域並びに騒音規制法に基づく第 2 種区域のうち第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域	第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域	55 デシ ベル 以下	45 デシ ベル 以下
			第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域		
B	騒音規制法に基づく第 2 種区域のうち A の地域の類型をあてはめる地域以外の地域	第 2 種区域	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 一部の準工業地域 市街化調整区域 (下記第 3 種区域を除く)		
C	騒音規制法に基づく第 3 種区域及び第 4 種区域	第 3 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 (上記第 2 種区域を除く) 一部の市街化調整区域	60 デシ ベル 以下	50 デシ ベル 以下
		第 4 種区域	工業地域		

(注) 時間帯の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
騒音規制法に基づく区域は、平成 27 年 7 月 2 日静岡市告示第 526 号により指定されています。

(2) 道路に面する地域における環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
C 地域のうち車線を有する道路に面する地域		

(注) 時間帯の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間における環境基準

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準 (昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下) によることができる。	
「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県及び市町村道 (市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。) 等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル ・ 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル 	

(注) 時間帯の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

(4) 新幹線鉄道に係る環境基準

地域の類型	区域又は地域	あてはめる地域	基準値
I	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 市街化調整区域	新幹線鉄道の軌道の中心線から両側にそれぞれ 400m 以内の区域 (ただし、安倍川の橋りょう部分については別図 2 (略) までに表示する区域とし、工業専用地域及び河川法第 6 条第 1 項に規定する河川区域及び別図 5 に表示する区域を除く。)	70 デシ ベル 以下
	II		